

# 岐阜県公報

第二千四百九号  
平成二十五年一月八日  
(火曜日)

## 目次

### 告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	一
指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
指定医療機関の名称等の変更の届出	(同)	二
指定訪問看護事業者等の廃止の届出	(同)	三
指定訪問看護事業者等の名称の変更の届出	(同)	三
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(同)	三
指定介護機関の廃止の届出	(同)	六
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	六
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	七
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	八
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	九
都市計画の変更	(都市政策課)	九
指定登録機関の主たる事務所の所在地等の変更	(建築指導課)	九
落札者等に関する公示	(情報企画課)	一〇
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	一一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	一一
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等	(農地整備課)	一二
岐阜都市計画の図書の縦覧	(都市政策課)	一二
宅地建物取引業法による聴聞の実施	(建築指導課)	一二

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる)  
ときは翌日

平成二十五年一月八日

## 告示

### 岐阜県告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
名 田代町整形外科	堀 義 紀	多治見市田代町二二二	平成四・六一
いしづらクリニック	中 井 実	高山市石浦町二一九〇	同
調剤薬局G・Pファ ルマ武芸川店	マイキュリー株 式会社	関市武芸川町高野五八五	同
かかみの中央薬局	株式会社ウイ ズ	各務原市蘇原東島町四 九二、一〇一	同
薬局ふるゝる	株式会社Mil le Ette	大垣市東前三 四二	同
エール調剤薬局 前店	株式会社エール ファーマシーズ	中津川市宮前町七七六	同

池庭まもるの診療所 池庭 衛 多治見市本町三〇一  
 一 クリスタルプラザ 平成四・七一  
 多治見三F

山下歯科医院 会 医療法人三継 高山市総和町一 四七 同

セントラル歯科医院 寺 田 龍 生 大垣市本今四 六四 同

しょうなん調剤薬局 大野店 有 限 会 社 し ょ う 有 限 会 社 し ょ う 大 垣 市 本 今 四 六 四 同

日本調剤多治見薬局 社 日本調剤株式会社 多治見市前畑五 一〇八 同

スギ薬局 高山駅西 株 式 会 社 ス ギ 薬 局 高 山 市 昭 和 町 一 一 二 三 同

さくら歯科 榊 原 祐 輔 羽 島 郡 笠 松 町 門 間 二 〇 二 同

岐卓県告示第二号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開設者	所在地	廃止年月日
田代町整形外科	堀 義 紀	多治見市田代町二 三三	平成 七・三・二五
蘇春館藤掛内科	藤 掛 晶 久	可児郡兼山町六三〇	平成 七・五・一
中央歯科医院	山 口 隆 敏	各務原市鷺沼三ツ池町二 二四二	平成 〇・三・三

こまくさ薬局大垣店 有 限 会 社 こ ま く さ 大 垣 市 新 田 町 二 二 〇 平成 三・二・三

おなだ歯科 松 原 弘 昌 多 治 見 市 小 名 田 町 一 四 一 F 平成 四・五・一五

調剤薬局G・Pファ 有 限 会 社 ジー ビ ル マ 武 芸 川 店 有 限 会 社 ジー ビ ル マ 武 芸 川 店 関 市 武 芸 川 町 高 野 四 反 田 五 八 五 平成 四・五・三

薬局ふるーる 有 限 会 社 ラ ・ プ ラ イ ジ ュ 大 垣 市 東 前 三 四 二 同

高木産婦人科医院 高 木 良 樹 大 垣 市 竹 島 町 八 六 平成 四・六・三〇

山下歯科医院 八 木 と し 子 高 山 市 総 和 町 一 四 七 同

しみず歯科クリニッ ク 清 水 真 知 男 安 八 郡 安 八 町 城 四 一 八 平成 四・六・一六

宮川薬局 宮 川 美 香 下 呂 市 森 一 〇 〇 一 一 平成 四・六・三

岐卓県告示第二号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開設者	所在地	変更年月日
新 中部薬品 萩原	中 部 薬 品 株 式 会 社	下呂市萩原町花池字川原 一七七三	平成 四・六・一
旧 中部薬品 萩原	中 部 薬 品 株 式 会 社	下呂市萩原町花池字川原 一七七三	平成 四・六・一

岐阜県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

指定訪問看護事業者等の事務所の所在地  
訪問看護ステーション等の名称  
訪問看護ステーション等の所在地  
年月日

岐阜県厚生農業協同組合連合会  
岐阜市宇佐南四一三一  
岐阜県厚生農業協同組合連合会  
ひだ訪問看護ステーション  
高山市西之一色町三六四七二四  
平成二四・四・三〇

岐阜県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

指定訪問看護事業者等の事務所の所在地  
訪問看護ステーション等の名称  
訪問看護ステーション等の所在地  
年月日

新	公益社団法人岐阜県看護協会	岐阜市藪田南五一四・五三	高山訪問看護ステーション	高山市森下町一	平成二四・四・一
旧	社団法人岐阜県看護協会	岐阜市藪田南五一四・五三	高山第二訪問看護ステーション	高山市昭和町三	同
新	公益社団法人岐阜県看護協会	岐阜市藪田南五一四・五三	上宝訪問看護ステーション	高山市上宝町本郷	同
旧	社団法人岐阜県看護協会	岐阜市藪田南五一四・五三	古川訪問看護ステーション	高山市上宝町本郷	同
新	公益社団法人岐阜県看護協会	岐阜市藪田南五一四・五三	下呂訪問看護ステーション	下呂市森八八三	同
旧	社団法人岐阜県看護協会	岐阜市藪田南五一四・五三	下呂訪問看護ステーション	下呂市森八八三	同

岐阜県告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法





日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内 一 九 一	介護予防 居宅療養 管理指導	日本調剤多治見薬局	多治見市前畑五 八 五	同
社団法人海津市医師会	海津市海津町福江六五 六 一 六	訪問看護	海津市医師会訪問看護ステ ーション	海津市海津町福江六四 一 二 二	同
社団法人海津市医師会	海津市海津町福江六五 六 一 六	介護予防 訪問看護	海津市医師会訪問看護ステ ーション	海津市海津町福江六四 一 二 二	同
おおらかケア合同会社	本巣市仏生寺八六八 二	居宅介護 支援事業	おおらかケア介護相談所	本巣市仏生寺八六八 二	同
合同会社おひさま	中津川市中一色町三 一四三洋堂ビル一F	通所介護	デイサービス茶話本舗中津 川	中津川市駒場字大岩一 六三〇 一五二	同
医療法人恵和会	海津市南濃町駒野四六 九 一	介護予防 通所介護	ケアセンターおがわデイサ ービス	海津市南濃町駒野四六 九 一	同
医療法人恵和会	海津市南濃町駒野四六 九 一	介護予防 短期入所 生活介護	ケアセンターおがわショ ー	海津市南濃町駒野四六 九 一	同

岐阜県告示第七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。  
平成二十五年一月八日  
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地	サービス の種類	指定居宅介護事業所等の名 称	指定居宅介護事業所等 の所在地	廃 止 年 月 日
有限会社コスモス薬局	岐阜市河渡三 一一一	訪問介護	ヘルパーステーション コスモス	本巣郡北方町高屋伊勢 田一 八三	平成二四・ 六・ 三〇
有限会社コスモス薬局	岐阜市河渡三 一一一	介護予防 訪問介護	ヘルパーステーション コスモス	本巣郡北方町高屋伊勢 田一 八三	同

岐阜県告示第八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名

称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

新 一般社団法人もとす医師会

本巣郡北方町北方一六三三三

訪問介護

新 もとす医師会もとす訪問介護ヘルパーセンター

本巣郡北方町北方三二一九二五

平成二四・四・一

旧 社団法人もとす医師会

新 一般社団法人もとす医師会

本巣郡北方町北方一六三三三

訪問看護

新 もとす医師会もとす訪問看護ステーション

本巣郡北方町北方三二一九二五

同

旧 社団法人もとす医師会

新 一般社団法人もとす医師会

本巣郡北方町北方一六三三三

訪問看護

新 もとす医師会もとす訪問看護ステーション

本巣郡北方町北方三二一九二五

同

旧 社団法人もとす医師会

新 一般社団法人もとす医師会

本巣郡北方町北方一六三三三

居宅介護支援事業

新 もとす医師会もとす居宅介護支援事業部

本巣郡北方町北方三二一九二五

同

旧 社団法人もとす医師会

岐阜県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
下呂市萩原町大ヶ洞字林ヶ洞六五九の二五
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
下呂市金山町岩瀬字向平一三三七の二から一三三七の四まで、一四九四の二
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
加茂郡八百津町野上字柏一六二、一一六四の二、字深山二二九八、二三〇一から二三〇三まで
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩崎1	下呂市小坂町無数原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩崎2	下呂市小坂町無数原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩崎3	下呂市小坂町無数原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原	下呂市小坂町門坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島2	下呂市小坂町大島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
立石	下呂市小坂町赤沼田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大萱	下呂市小坂町赤沼田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島1	下呂市小坂町大島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩崎1	下呂市小坂町無数原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩崎2	下呂市小坂町無数原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

岩崎3	下呂市小坂町無数原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原	下呂市小坂町門坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島2	下呂市小坂町大島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
立石	下呂市小坂町赤沼田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大萱	下呂市小坂町赤沼田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島1	下呂市小坂町大島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
美濃加茂都市計画下水道  
富加町特定環境保全公共下水道
- 二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所  
岐阜県都市建設部都市政策課、美濃加茂市建設水道部都市計画課及び富加町建設課

岐阜県告示第十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十条の二十第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により都道府県指定登録機関から届出があったので、同法第十

条の二十第三項において準用する同法第十条の六第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古田 謙

- 一 指定登録機関の名称  
社団法人岐阜県建築士会
- 二 主たる事務所の所在地及び二級建築士等登録事務所を行う事務所の所在地  
岐阜市司町一番地 岐阜総合庁舎三階
- 三 届出のあった事項
  - 1 変更後の主たる事務所の所在地及び二級建築士等登録事務所を行う事務所の所在地  
岐阜市藪田南五丁目一四番一二号 岐阜県シンクタンク庁舎四階
  - 2 変更年月日  
平成二十四年十一月十九日

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古田 謙

- 【「岐阜情報スーパーハイウェイ」ネットワーク運用保守委託業務に関する落札者等】
- 1 特定役務の名称及び数量 「岐阜情報スーパーハイウェイ」ネットワーク運用保守委託業務 一式
  - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 平成24年10月19日
  - 4 落札者を決定した日 平成24年11月30日
  - 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市梅ヶ枝町2丁目31番地  
西日本電信電話株式会社 岐阜支店  
支店長 川上 和重
  - 6 落札金額 1,427,958,000円
  - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
    - (1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課
    - (2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号
- 【「岐阜情報スーパーハイウェイ」伝送路運用保守委託業務に関する落札者等】
- 1 特定役務の名称及び数量 「岐阜情報スーパーハイウェイ」伝送路運用保守委託業務 一式
  - 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
  - 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当
  - 4 契約の相手方を決定した日 平成24年12月12日
  - 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市梅ヶ枝町2丁目31番地  
西日本電信電話株式会社 岐阜支店  
支店長 川上 和重
  - 6 契約金額 140,931,000円
  - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
    - (1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課
    - (2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号
- 【「ダークファイバ（光ファイバ芯線）借用業務に関する落札者等】
- 1 特定役務の名称及び数量 ダークファイバ（光ファイバ芯線）借用業務 一式
  - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 3 入札公告を行った日 平成24年10月19日
  - 4 落札者を決定した日 平成24年11月30日
  - 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市梅ヶ枝町2丁目31番地

株式会社NTT西日本 東海 岐阜事業部  
事業部長 川上 和重

6 落札金額 315,000,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県総合企画部情報企画課
- (2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

〔広域インターネット（帯域利用）サービス利用業務に関する落札者等〕

1 特定役務の名称及び数量 広域インターネット（帯域利用）サービス利用業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成24年10月19日

4 落札者を決定した日 平成24年11月30日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区栄2丁目2番5号  
中部テレコミュニケーション株式会社  
代表取締役社長 湯淺 英雄

6 落札金額 31,248,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県総合企画部情報企画課
- (2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年十二月四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まちづくりスポーツ

三代 表 者 の 氏 名 竹内 由美子

森内 潤一

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市天満町一丁目五番地八号

五 定款に記載された目的 この法人は、地域資源を活かし、環境に配慮した安心で安全な地域づくりを目指し、そのような地域を住民自ら活動し作り出すことを応援する。そしてNPOを含む住民の自発的活動を支援し、促進する。その為の場を提供し、住民主体の活動を広く社会に伝えることを目的とし、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年十二月七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人letsたるい

三代 表 者 の 氏 名 碓井 敏正

四 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡垂井町宮代一九九三番地の一 勤労青少年ホーム内

五 定款に記載された目的 この法人は地域住民に対して運動・スポーツ・文化活動の振興に関する事業を行い、会員の資質向上及び会員相互の親睦と交流を図り、会員及び地域住民の健全な心身の育成に寄与することとし、明るく楽しいまちづくりに貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十一月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ケアバレット
- 三 代表者の氏名 今井 佐登美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市小川二八〇番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、「私の健康」をテーマに地域の人々が、生命の質、生活の質を維持増進しより生きがいのある生活を送るための在宅支援に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会作りと、保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を飛騨市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
古川西地区	飛騨市役所	平成二五・一・二・六八

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆

の縦覧に供する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
岐阜都市計画道路  
三・五・六百四号 高屋加茂線  
三・五・六百五号 高屋勅使柱本線
- 二 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び北方町都市環境農政課

宅地建物取引業法による聴聞の実施

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項の規定により公開の聴聞を行うので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 日 時 平成二十五年一月十五日 午後二時
- 二 場 所 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県議会東棟二階 第二面会室
- 三 被聴聞者  
（一）氏 名 小島 佐織  
（二）住 所 土岐市土岐津町高山三二九番地の二  
（三）登録番号 愛知県知事登録第二九九九二号  
（四）登録年月日 平成五年六月三日

平成二十五年一月八日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社